ー はじめに ー

我が国の、障がいのある子どもとその保護者及び教育委員会等の関係機関等を取り巻く 環境は、共生社会の形成に向けた大きな変化の中にあると言えます。

学校教育は、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が必要となります。

このような中、平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正により、障がいのある児童生徒の就学先を決定する仕組みが改められました。平成25年10月に文部科学省がとりまとめた「教育支援資料」には、インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った、教育相談・就学先決定のモデルプロセスが示されており、今後の教育相談・就学相談のあり方が具体的に記されています。

今後は、「相談支援ファイル」や「個別の教育支援計画」を作成・活用しながら、早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、就学期における本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要です。さらに、就学後も子ども一人一人の発達の程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら、随時、最も適切な「学びの場」について検討していくことが重要となります。

I 就学事務を行う上での配慮事項

1 就学先の決定の在り方

障がいのある児童生徒のうち、特別支援学校における教育の対象となる子どもの障がいの程度については、学校教育法施行令第22条の3に定められています。これに関する留意事項等及び障がいのある児童生徒を小・中学校の特別支援学級において教育する場合のその教育の対象となる障がいの程度及び「通級による指導」を行う場合のその指導の対象となる障がいの程度については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成25年10月4日付け文科初第756号)に示されています。

これまでの就学先決定においては、学校教育法施行令第22条の3に該当する者が原則として特別支援学校に就学するという「就学基準」として位置付けられていました。

平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正により、障がいの状態(第22条の3への該当の有無)に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障がいのある児童生徒の就学先を個別に判断・決定する仕組みへと改められました。これにより、学校教育法施行令第22条の3については、これに該当する者が原則として特別支援学校に就学するという「就学基準」としての機能はもたないこととなる一方、特別支援学校に入学可能な障がいの程度を示すものとしての機能は、引き続き有していることに留意する必要があります。

新たな就学先決定の仕組みにおいては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が児童生徒の就学先を決定することとなります。

また、市町村教育委員会は就学移行期の個別の教育支援計画の作成・活用を通じ、保護者との共通認識を醸成しておくことや、継続的な教育相談・支援を実施することなどにより、適切かつ柔軟できめ細かな対応を行っていくことが求められます。

2 合理的配慮と基礎的環境整備(教育支援資料より)

「合理的配慮」は、障害者の権利に関する条約において提唱された新たな概念です。障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義されています。

学校の設置者及び学校は、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けるというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「合理的配慮」の提供に努める必要があります。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて共通理解を図ることが必要です。

「合理的配慮」は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該の児童生徒等の状態把握を行う必要があります。これを踏まえて、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、学校の設置者、学校及び本人・保護者と「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供される必要があります。その内容は、個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画においても活用されることが期待されます。

「合理的配慮」の充実を図る上で、その基礎である「基礎的環境整備」の充実は欠かせません。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要があります。

※ 教育支援資料は、各市町村教育委員会へ配付しています。以下のホームページからも ダウンロードできますので、必要に応じて活用してください。

教育支援資料 ~障害のある子供の就学と早期からの一貫した支援の充実~ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 平成25年10月

ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm